平成２６年（フ）第１３６号
愛媛県新居浜市松の木町11番17号、前住所愛媛県今治市大西町別府2206番地４
債務者　近藤　孝春
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第１３８号
愛媛県四国中央市中之庄町1234番地２
債務者　藤田　五雄
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第６１号
鹿児島県薩摩川内市高城町4149番地、前住所大阪府大阪市東淀川区豊里６丁目９番８号
債務者　田島恵利子
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第６４号
鹿児島県薩摩川内市五代町1580番地１、前住所鹿児島県薩摩川内市国分寺町7002番地２
債務者　髙木　和子
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第６９号
鹿児島県阿久根市脇本974番地
債務者　園田　智穂
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第７０号
鹿児島県阿久根市脇本974番地
債務者　園田　敏郎
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第７６号
鹿児島県薩摩川内市花木町６番３号　メゾンド花木103号、前住所福岡市西区小戸１丁目46番７号
債務者　髙西　和明
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第３４６号
沖縄県那覇市前島２丁目16番７号　ヴィラ・イルシオン501
債務者　渡嘉敷弥生（旧姓日高）
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第７２号
長野県茅野市豊平9790番地
債務者　両角　翔太
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第２７３号
兵庫県伊丹市西台２丁目３番９号　ＳＡＬＶＥ西台105号
債務者　阪上　　愛
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２８１号
兵庫県宝塚市栄町２丁目11番９号　301号室、前住所兵庫県宝塚市南口２丁目５番54―307号
債務者　馬場　香織
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２２２号
神戸市西区狩場台５丁目５番地の146
債務者　石橋達也事務所こと　尾松　泰久
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２２７号
神戸市西区大津和２丁目10番地の１　タウンハウス伊川谷１Ｃ－３号
債務者　伊藤　祐次（旧姓新居）
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２２９号
兵庫県明石市大蔵天神町７番６号
債務者　澤田　　博
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２３２号
兵庫県明石市花園町１番地の13　サン花園、前住所兵庫県明石市藤江140番地の２
債務者　宮崎沙奈恵
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２３４号
神戸市西区玉津町吉田493番地の２　マンションセレクト305号
債務者　岡澤　　泉
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２３８号
兵庫県明石市魚住町金ヶ崎1520番地の４　ＳｕｎｓｅｔＨｉｌｌｓⅡ202号
債務者　田中　　稔
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係